

新旧対照表

新	旧
<p>北九州市いじめ防止基本方針</p> <p>平成26年 6月策定 平成27年 7月改定 平成29年11月改定 令和2年 3月改定 令和5年 3月改定 <u>令和7年 7月改定</u></p> <p>(略)</p>	<p>北九州市いじめ防止基本方針</p> <p>平成26年 6月策定 平成27年 7月改定 平成29年11月改定 令和2年 3月改定 令和5年 3月改定</p> <p>(略)</p>
<p>3 重大事態への対処</p> <p>(1) 重大事態の意味</p> <p>法第28条第1項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態と規定している。</p> <p>① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p>	<p>3 重大事態への対処</p> <p>(1) 重大事態の意味</p> <p>法第28条第1項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態と規定している。</p> <p>① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p>
<p>ア 「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。</p>	<p>ア 「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。</p>

【資料3】 新旧対照表

新	旧
<p>イ 法第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。</p> <p>(例) <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒が自殺を企図した場合 ・ 身体に重大な傷害を負った場合 ・ 金品等に重大な被害を被った場合 ・ 精神性の疾患を発症した場合 </p>	<p>イ 法第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。</p> <p>(例) <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒が自殺を企図した場合 ・ 身体に重大な傷害を負った場合 ・ 金品等に重大な被害を被った場合 ・ 精神性の疾患を発症した場合 </p>
<p>ウ 法第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手することが必要である。</p>	<p>ウ 法第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手することが必要である。</p>
<p>エ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものととらえ、報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。</p>	<p>エ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものととらえる必要がある。学校又は教育委員会は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握した上で重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。</p>
(略)	(略)